

⑨ 住宅借入金等特別控除

(イ) 住宅借入金等特別控除適用数

年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。

なお、適用数が3以上のときには、⑦摘要に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。

(ロ) 居住開始年月日

居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。

(ハ) 住宅借入金等特別控除区分

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)

認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

震…東日本震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

また、当該住宅の取得や増改築等が「特定取得」に該当する場合には「(特)」、「特別特定取得」に該当する場合には「(特特)」と併記してください。

※その他の区分につきましては国税庁ホームページをご確認ください。

⑩ (源泉・特別)控除対象配偶者及び扶養親族

対象となる方の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。なお、対象者が非居住者(日本国内に住所を有しない者)である場合には、その対象者の年齢に応じた必要書類(親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類等)が確認できないと扶養親族として認められません。

前記の書類が確認できた上で、区分の欄に、控除対象扶養親族の区分に応じて、「00」から「04」のいずれかを記入してください。

※区分については「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き(国税庁)」をご確認ください。

住宅借入金等特別控除の適用数	1	居住開始年月日(1回目)	年 月 日	30 6 1	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	15,000,000		
住宅借入金等特別控除可能額	150,000	居住開始年月日(2回目)	年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)			
(源泉・特別)控除対象配偶者	氏名	三枝 花子			配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	166,320	旧長期損害保険料の金額	20,000	
	個人番号	1 2 3 1 2 3 1 2 3	1 2 3			基礎控除の額	所得金額調整控除額	150,000		
控除対象扶養親族	氏名	三枝 桜子			氏名	三枝 竜雄				
	個人番号	1 0 2 0 3 0 4 0 5 0 6 0			個人番号	4 5 6 4 5 6 4 5 6				
	氏名	三枝 撫子			氏名					
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7			個人番号					
氏名	三枝 一番			氏名						
個人番号	1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0			個人番号						
氏名	三枝 實士子			氏名						
個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6			個人番号						
未成人者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日
									就職 退職 年 月 日	元号 年 月 日
									○ 3 4 1	昭和 35 10 15
個人番号又は法人番号	6 6 5 5 4 4 3 3 2 2 1 1 0 (右詰で記載してください)									
住所(居所)又は所在地	甲府市相生2-17-1									
氏名又は名称	株式会社 コウフ (電話) 055-287-5398									

⑬ 本人が該当する事項

本人が該当する欄に○をつけてください。
※未成年者とは、平成18年1月3日以降に生まれた婚姻歴のない方です。
令和5年度からは1月1日時点で18歳または19歳の方は未成年者に該当しなくなりました。

⑭ 支払者の個人番号又は法人番号

支払をする方の個人番号又は法人番号を記入してください。
個人番号を記入する場合は、右詰で記入してください。

⑮ 中途就・退職

該当する欄に○印をつけ、その年月日を記入してください。同年中に就職し、退職した場合は、両方に○印をつけ、その年月日を二重書きしてください。

⑯ 生年月日

本人を特定するために必要です。必ず記入してください。
受給者の生年月日の元号を漢字(「大正」「昭和」「平成」「令和」)で記入してください。

⑪

(イ) 配偶者の合計所得

配偶者の合計所得(令和5年分)を記入してください。
(例) パート収入 1,200,000円の場合 → 合計所得 650,000円

(ロ) 国民年金保険料等の金額

年末調整において社会保険料控除とした令和5年中の国民年金保険料等(※)の金額を記入してください。
※国民年金保険料等とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。

(ハ) 旧長期損害保険料の金額

令和5年中の保険料の支払金額を記入してください。

(ニ) 基礎控除の額

「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、記入する必要はありません。

(ホ) 所得金額調整控除額

適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記入してください。

⑫ 5人目以降の控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族の個人番号

扶養親族等が5人以上いて、通常の枠内に記入ができない場合には、5人目以降の氏名を⑦摘要に記入してください。
この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」又は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。
また、下記に該当する場合は⑦摘要に次の内容を記入してください。
(1) 16歳未満の扶養親族の場合
→ 氏名の後に「(年少)」と記入してください。
(2) 扶養親族等の住所が扶養者の住所と異なる場合
→ 氏名の後に続柄・住所・生年月日も記入してください。

注意事項

- 退職者や給与の支払額が2,000万円を超える方など、年末調整の必要がない方についても給与支払報告書を提出してください。
- 提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し、「訂正分」と朱書きのうえ、再提出してください。
- 印字する場合は、枠からずれないように注意してください。
- 給与支払報告書(個人別明細書)は2枚ではなく1枚のみ提出することになりました。

給与支払報告書(個人別明細書)は、総括表をつけて、**1枚のみ1月31日までに市民税課に提出してください。**